

第10回

# 富里市農業委員会議事録

令和5年10月5日（木）

富里市役所分庁舎2階大会議室

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第10回）

日 時 令和5年10月5日（木）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 相 川 克 義

議 事 1 議事録署名委員の指名

2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

4 報告第1号 農地法第5条の規定による届出について

農業委員

出席（8名）

1番	関利之	2番	田口榮一	3番	秋元和子
4番	森田孝子	5番	伊井義則	6番	塩澤英一
7番	津田博明	8番	相川克義		

欠席（0名）

◎開 会

議 長 これより令和5年第10回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は8名中8名ですので、会議は成立しております。

(午後1時28分)

---

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。伊井 義則 君、塩澤 英一 君、以上の諸君にお願いします。

---

◎議案第1号

議 長 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移 転1を  
議題とします。

秋元委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

秋元委員。

秋元委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1について、現地 調査  
及び書類審査の結果について報告します。

担当は秋元です。

概要は、議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請の理由は、権 利者  
は経営規模の拡大で、義務者は相続により取得予定であるが、営農ができないためで す。申  
請地は富里第一小学校から北東150メートルほど進んだ農地です。現況はロータリー で整備さ  
れていて、適正に管理されています。作付けは行われていませんが、取得後はジ ャガイモを  
栽培し、出荷先も決まっています。畑への進入路は、市道に隣接し確保されて います。また、  
境界は石杭が埋設してあり確定していました。申請地においては、第三者 の権利はありません。  
権利者の経営状態については、印西市農業委員会発行の書類から、田を30アール、畑を25  
アール耕作し、水稻及びサツマイモを栽培しているとのことです。

世帯は3名、専業2名、兼業1名です。農機具は一式保有しております。自宅から申請地 までは、  
車で45分程です。

以上のことから効率的に営農されると判断し、農地法第3条第2項の要件をすべて満た

していると考えます。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

---

◎議案第1号、議案第2号

議長 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定 1、2及び3を議題とします。

なお、本件については、日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1、2及び3と関連がありますので、一括議題といたします。

採決は議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1、2及び3、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1、2及び3で分割して行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1、2及び3、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1、2及び3について、森田委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

森田委員。

森田委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1について、現地調査及び書類審査の報告をします。

担当は森田です。

この案件は、営農型太陽光発電の継続案件です。概要は議案書のとおりです。申請地は、七栄獅子穴のセブンイレブンから北へ100メートルほどです。現況は草刈りをした状態で作

物はありませんでした。当時、サツマイモを作付けとする計画でしたが、出荷先との調整により、サカキに変更する予定とのことです。境界杭あり、進入路も市道により確保され、第三者の権利もなし。法人要件等も確認し、特に問題ありません。

次に、3ページと4ページの議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定2及び3について現地調査及び書類審査の報告をします。

権利者は2ページと同様で、義務者、土地の表示、区分地上権設定事由等、概要は議案書記載のとおりです。申請地、現況等、書類関係も同様のため、省略させていただきます。

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1、2及び3について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

概要は議案書のとおりです。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1、2及び3と関連しています。申請地は、第1種農地で違反はなく、転用用途は営農型太陽光発電設備の継続で議案書記載のとおりです。申請農地以外での利用可能な土地はなく、進入路の確保や隣接地との境界杭もあり、資金確保の状況も残高証明書の添付により確認しました。過去の転用許可がありますが、完了しています。なお、第三者の権利がありますが、継続申請についての同意を添付資料により確認をしました。転用面積は適当、転用目的も適合しています。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

関委員 議長。質問があります。

議長 関委員、質問をどうぞ。

関委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 区分地上権設定1について、次第2ページ面積について、事務局に質問します。面積が0.63平方メートル、1.065平方メートル、1.210平方メートルとなっていますが、差替え前の議案書と違うと思います。議長 しばらく休憩します。

(午後1時37分)

議

長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時42分) 議

長 事務局。

事務局 はい、議長。

議案の訂正をお願いします。次第2ページの面積、477番28については、1.065平方メートルを1,916平方メートルに。478番92については、1.120平方メートルを2,154平方メートルに訂正し、合計4070.63平方メートルになります。以上、お詫び申し上げます、訂正させていただきます。

議長 関委員、よろしいでしょうか。

関委員 はい、議長。

以前の議案では3,481平方メートルと記載されており、今回それを上回っていますがよろしいのでしょうか。

議長 事務局。

事務局 はい、議長。

関委員のご指摘のとおり、以前の議案が間違っておりました。お詫び申し上げます。議長 関委員、よろしいでしょうか。

関委員 分かりました。

もう1つ質問します。2ページの区分地上権設定1では、面積がポールの面積、屋根の面積になっているというお話でしたが、3ページ、4ページの区分地上権設定2及び3では、全体面積になっているのは、何故ですか。

議長 しばらく休憩します。

(午後1時46分)

議

---

長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時52分)

議長 事務局。

事務局 はい、議長。

区分地上権設定2及び3につきましては、土地全面が太陽光パネルに覆われているため、この面積になっております。区分地上権設定1につきましては、一部未利用地になっておりますので、1,206平方メートルの内0.63平方メートルという形で設定しております。以上です。

議長 関委員、よろしいでしょうか。

関委員 分かりました。

議 長 ほかに意見は、ありませんか。

(発言するものなし)

ないものと認めます。

これより、議案第1号 農地法第3条の規定号による許可申請について、区分地上権設定1について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

---

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定2について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

---

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 区分地上権設定3について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

---

議 長 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。



---

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定2について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

---

議長 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う 賃貸借権設定3について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

なお、議案第1号 区分地上権設定1、2及び3については、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1、2及び3については、千葉県知事による許可、不許可と調整して、仮に、不許可となった場合には、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1、2及び3を不許可へ変更し、不許可書を交付することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、千葉県知事の意見と調整し、交付することとします。

---

議長 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定4を議題とします。

なお、本件については、日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定4と関連がありますので、一括議題といたします。

採決は議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定4で分割して行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定4について、田口委員の審査並びに調査結果について説明を求めます。

田口委員。

田口委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定4について、現地調査及び書類審査の報告をします。

担当は田口です。

概要は議案書のとおりです。今回の区分地上権設定事由は、権利者は営農型太陽光発電設備の設置、義務者は権利者の要望です。申請地の位置は、国道409号中沢地先、篠原牧場付近を右折し、1.5キロメートルほど進んだ左側に位置します。申請地の現状は草刈りがされており、キャベツを作付けした形跡がありました。隣接地との境界は確定しており、進入路は市道により確保されています。

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定4について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

概要は議案書のとおりです。転用の用途は営農型太陽光発電設備の設置、権利設定は賃貸借権設定、転用の事由は支柱を設置する部分の賃貸借権の設定で、本件は継続案件のため、すでに設置済みです。事業の撤去費用は見積があり、費用を上回る残高証明が添付されています。雨水は地下浸透。土砂等流出対策は土のうを積む。防災計画としての被害対策については、防災ネットの設置等万全を期す。ガス、粉じん等の発生はありません。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定4について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

---

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借 権設定4について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

なお、議案第1号 区分地上権設定4については、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設4については、千葉県知事による許可、不許可と調整して、仮に、不許可となった場合には、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定4を不許可へ変更し、不許可書を交付することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、千葉県知事の意見と調整し、交付することとします。

塩澤委員 議長。質問です。

議 長 塩澤委員。

塩澤委員 はい、議長。

県知事の許可が後で出るということですが、期間の途中であっても不許可ということがあるのでしょうか。

議 長 事務局。

事 務 局 はい、議長。

許可が3年間、もしくは営農者が認定農業者ならば、10年間の許可が出ることになっていますが、営農に関して指導が県から入った場合、期間途中でも許可が取消しされることもあります。ただ、今まで現状としては、取消しがされたという事実を確認したことはありません。

議 長 以上で審議案件は終了しました。

---

◎報告第1号

議 長 次に、報告案件に移ります。日程第4 報告第1号 農地法第5条の規定による農

地転用届出について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出についてご報告します。

次第の10ページに3件ございます。内容につきましては、記載のとおりです。添付書類 も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。 なお、参考ではございますが、2番、3番については、権利者義務者が親族であり、相続により、それぞれの持ち分として登記していたものを移転するという内容です。 以上、報告を終わります。

議長 ただいまの報告第1号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようですので、これは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。

---

◎閉会

議長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。 これをもって本総会を閉会します。

(午後2時5分)

議事録署名委員

会長

署名委員

署名委員